

2007年4月27日

各位

会社名 双日株式会社
代表者名 代表取締役社長 加瀬 豊
(コード番号 2768 東証第1部/大証第1部)
問合せ先 広報部長 稲田 隆
電話番号 03 5520 3404

定款の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を2007年6月27日開催予定の当社第4回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

1. 取締役会議長

現行定款では取締役会の招集者および議長は社長と定められておりますが、ガバナンスの機能を強化するため、取締役会の招集者および議長を会長とするためです。

2. 消却済み優先株式の発行要領抹消

当社の発行する優先株式のうち、第二回 種優先株式、第一回 種優先株式、第三回 種優先株式、第二回 種優先株式、第四回 種優先株式の全てを3月30日付けで買入・消却しております。定款に発行要領の記載がある限り、その株式の発行要領に基づく優先株式の再発行が可能ですが、転換価額が262円に設定されているなど、同条件での優先株式発行は将来にわたり可能性が低いと判断し、今般、上記優先株式発行要領に関する記載を削除するためです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(定款変更案:下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、14億8,852万5,000株とする。当社の普通株式、<u>第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式および第二回種優先株式</u>の発行可能種類株式総数は、それぞれ、13億4,900万株、2,630万株、2,630万株、2,630万株、2,630万株、150万株、1,995万株、1,087万5,000株および200万株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、14億8,852万5,000株とする。当社の普通株式、<u>第一回種優先株式、第一回種優先株式および第一回種優先株式</u>の発行可能種類株式総数は、それぞれ、13億4,900万株、150万株、1,995万株および1,087万5,000株とする。</p>
<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p><u>第11条の2(第二回種優先株式)</u> <u>第二回種優先株式の内容は、添付別紙1のとおりとする。</u></p> <p><u>第11条の3(第三回種優先株式)</u> <u>第三回種優先株式の内容は、添付別紙2のとおりとする。</u></p> <p><u>第11条の4(第四回種優先株式)</u> <u>第四回種優先株式の内容は、添付別紙3のとおりとする。</u></p> <p><u>第11条の5(第一回種優先株式)</u> <u>第一回種優先株式の内容は、添付別紙4のとおりとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>第11条の6(第一回種優先株式)</u> <u>第一回種優先株式の内容は、添付別紙5のとおりとする。</u></p> <p><u>第11条の7(第一回種優先株式)</u> <u>第一回種優先株式の内容は、添付別紙6のとおりとする。</u></p> <p><u>第11条の8(第一回種優先株式)</u> <u>第一回種優先株式の内容は、添付別紙7のとおりとする。</u></p>	<p><u>第11条の2(第一回種優先株式)</u> <u>第一回種優先株式の内容は、添付別紙1のとおりとする。</u></p> <p><u>第11条の3(第一回種優先株式)</u> <u>第一回種優先株式の内容は、添付別紙2のとおりとする。</u></p> <p><u>第11条の4(第一回種優先株式)</u> <u>第一回種優先株式の内容は、添付別紙3のとおりとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条の9 (第二回 種優先株式) <u>第二回 種優先株式の内容は、添付別紙8</u> <u>のとおりとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第11条の10(優先順位) <u>第二回 種優先株式、第三回 種優先</u> <u>株式、第四回 種優先株式、第一回</u> <u>種優先株式、第一回 種優先株式、第</u> <u>一回 種優先株式および第二回 種</u> <u>優先株式に係る優先配当金および優先</u> <u>中間配当金ならびに第二回 種優先株</u> <u>式、第三回 種優先株式、第四回 種</u> <u>優先株式、第一回 種優先株式、第一</u> <u>回 種優先株式、第一回 種優先株式</u> <u>および第二回 種優先株式に係る残余</u> <u>財産の分配の支払順位は、それぞれ同</u> <u>順位とする。</u></p>	<p>第11条の5(優先順位) 第一回 種優先株式および第一回 種 優先株式に係る優先配当金および優先 中間配当金ならびに第一回 種優先株 式および第一回 種優先株式に係る残 余財産の分配の支払順位は、それぞれ 同順位とする。</p>
<p>第一回 種優先株式に係る配当金およ び中間配当金の支払順位は、<u>第二回</u> <u>種優先株式、第三回 種優先株式、第</u> <u>四回 種優先株式、第一回 種優先株</u> <u>式、第一回 種優先株式、第一回 種</u> <u>優先株式および第二回 種優先株式に</u> <u>劣後し、第一回 種優先株式に係る残</u> <u>余財産の分配の支払順位は、第二回</u> <u>種優先株式、第三回 種優先株式、第</u> <u>四回 種優先株式、第一回 種優先株</u> <u>式、第一回 種優先株式、第一回 種</u> <u>優先株式および第二回 種優先株式に</u> <u>劣後するものとする。</u></p>	<p>第一回 種優先株式に係る配当金およ び中間配当金の支払順位は、第一回 種優先株式および第一回 種優先株 式に劣後し、第一回 種優先株式に係 る残余財産の分配の支払順位は、第一 回 種優先株式および第一回 種優 先株式に劣後するものとする。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 第23条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある 場合を除き、取締役社長が招集し、議 長となる。 (新設)</p> <p>— 取締役社長にさしつかえがあるときは、 あらかじめ取締役会において定めた順 序により、他の取締役が取締役会を招 集し、議長となる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第23条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある 場合を除き、取締役会長が招集し、議 長となる。 <u>取締役会長が空位の場合は取締役社</u> <u>長が取締役会を招集し、議長となる。</u> <u>前各号に定める議長にさしつかえがあ</u> <u>るときは、あらかじめ取締役会において</u> <u>定めた順序により、他の取締役が取締</u> <u>役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
添付別紙1(第二回 種優先株式) (省略)	(削除)
添付別紙2(第三回 種優先株式) (省略)	(削除)
添付別紙3(第四回 種優先株式) (省略)	(削除)
添付別紙4(第一回 種優先株式) (省略)	(削除)
添付別紙5(第一回 種優先株式) (省略)	添付別紙1 (現行どおり)
添付別紙6(第一回 種優先株式) (省略)	添付別紙2 (現行どおり)
添付別紙7(第一回 種優先株式) (省略)	添付別紙3 (現行どおり)
添付別紙8(第二回 種優先株式) (省略)	(削除)

以 上